

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、提出年月日などを書いてください。
空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、令和7年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、30ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（30ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表（上部）

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

令和 7 年 2 月 12 日 令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 T市〇〇町8-5

フリガナ トウキョウ タロウ

氏名 東京 太郎

住所 T市〇〇町8-5

会社員

収入金額等 6700000

所得金額等 4930000

申告の種類を表示します。土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ（12ページ）

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは…

第一表の「所得金額等」⑫合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（11ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 T市〇〇町8-5

会社員

源泉徴収税額 194,500

第一表⑤⑩欄へ（13ページ）

住民税・事業税に関する事項

住民税 43,120

事業税 1,500

この事例では、あなた（土地を売却された方）の合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者（特別）控除」（10ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○ 「社会保険料控除」欄など
第一表の⑬欄から⑳欄までの全ての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、第二表の各所得控除の該当欄は、記入を省略できます。
ただし、同一生計配偶者又は扶養親族について年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けた場合であっても、あなたの申告においてその同一生計配偶者又は扶養親族についての定額減税の適用があるときは、記入を省略できません。
この事例では、配偶者（特別）控除、基礎控除の金額が、年末調整を受けた金額と異なりますので、第二表の各所得控除の該当欄の記入は省略できません。この場合、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の該当欄に「源泉徴収分」と書きます。
なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。）。
⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。
⑮ 生命保険料控除
新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。
⑯ 地震保険料控除
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑬欄から⑳欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄までの記入を省略し、㉔欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の合計額」欄の金額を転記することができます。

申告書第一表(左下部)

社会保険料控除	⑬	580,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	50,000
地震保険料控除	⑯	50,000
寡婦、ひとり親控除	⑰	0
勤労学生、障害者控除	⑱	0
配偶者(特別)控除	㉑	0
扶養控除	㉒	0
基礎控除	㉔	0
⑬から㉔までの計	㉕	680,000
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	
寄附金控除	㉘	
合計	㉙	680,000

第三表㉙欄へ
(12ページ)

この事例の場合、合計所得金額(11ページ)が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。
また、合計所得金額が2,500万円を超えていますので、「基礎控除」は適用できません。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入してください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

㉔ 基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

〔配偶者(特別)控除額〕

	あなた(居住者)の合計所得金額	控除の額
	900万円以下	900万円超
	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円 26万円 13万円
	老人控除対象配偶者	48万円 32万円 16万円
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円 26万円 13万円
	95万円超 100万円以下	36万円 24万円 12万円
	100万円超 105万円以下	31万円 21万円 11万円
	105万円超 110万円以下	26万円 18万円 9万円
	110万円超 115万円以下	21万円 14万円 7万円
	115万円超 120万円以下	16万円 11万円 6万円
	120万円超 125万円以下	11万円 8万円 4万円
	125万円超 130万円以下	6万円 4万円 2万円
	130万円超 133万円以下	3万円 2万円 1万円
	133万円超	0円 0円 0円

〔扶養控除額〕

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	58万円
同居老親等	48万円

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

⑤ 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書(分離課税用)

住所 東京都 T市〇〇町8-5
氏名 トウキョウ タロウ

収入金額 501,240,000
所得金額 45,815,300

税金の計算 45,815,300

所得の区分 長期譲渡所得 4,308,700

収入金額 501,240,000
所得金額 45,815,300

税金の計算 45,815,300

所得の区分 長期譲渡所得 4,308,700

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分
31ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照し、該当する譲渡所得の区分を書きます。
この事例では、長期譲渡所得の一般分に該当しますので、「長期・一般」と書いてください。

収入金額 所得金額

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」から転記します。

取引が複数ある場合には、譲渡所得の区分ごとに、その合計額を各欄に書いてください。

合計所得金額(8ページ参照)

土地や建物などに係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、下のイとロの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等「㉔合計」欄の金額

ロ 第三表の「⑩差引金額の合計額」欄の金額(又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の「4」の「C差引金額」欄の金額の合計額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。
(イの金額) (ロの金額)
4,930,000円 + 45,815,300円
= 50,745,300円 (合計所得金額)

事例1(記載例)

⑥ 第三表の **税金の計算** の箇所を書きます。

第一表の **所得金額等**〔⑫合計〕欄に記載した金額（8ページ参照）と **所得から差し引かれる金額**〔⑳合計〕欄に記載した金額（10ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㊟欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑧欄から⑦⑧欄までの金額を、対応する⑧⑩欄から⑧⑥欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、
⑥8欄から⑦8欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑧欄から⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉑欄の金額(680,000円)が㉒欄の金額(4,930,000円)から引ききれていますから、その残額である4,250,000円を㉓欄に書き、㉔欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てて㉕欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

30ページの「3 (2) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額 (79欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額

4,250,000円 × 0.2 − 427,500円 = 422,500円 (87欄に書き入ります。)

分離課税の所得金額に対する税額

この事例では、長期譲渡所得(一般分)に該当しますから、所得税の税率は一律15%(他に住民税5%)です。

なお、土地や建物を売却したときの所得税の税率については、31ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照してください。

課税される所得金額 (⑧欄) 45,815,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 6,872,250円 (⑨欄に書きます。)

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

F A 2 2 0 4		確定申告書	
△△○○○○		生年	月日
フリガナ		トウキョウ	タロウ
氏名		東京 太郎	
会社員		世帯主の氏名	世帯主との続柄
東京太郎		本人	
世帯主の氏名		電話	宅内 勤務先・携帯
東京太郎		番号	×××-△△△-○○○○
課税される所得金額	(30)	0	0
上の①に対する税額	(31)	7	2 9 4 7 5 0
配当控除	(32)		
区分	(33)		
区分	(34)		0 0
政治等寄附金等特別控除	(35)～(37)		0 0
住宅耐震改修特別控除	(38)		
差引所得税額	(41)	7	2 9 4 7 5 0
災害減免額	(42)		
再差引所得税額	(43)～(46)	7	2 9 4 7 5 0
個人用資産売却益	(47)		0 0 0 0
個人用資産売却益	(48)	7	2 9 4 7 5 0
復興特別所得税額	(49)×2.1%	1	5 3 1 8 9
所得税及び復興特別所得税の税額	(50)～(53)	7	4 7 4 7 9 3 9
源泉徴収控除等	(54)～(59)		
外国税収控除	(60)		
申告納税額	(61)～(63)	1	9 4 5 0 0
第3期分の税額	(64)～(65)	7	2 5 3 4 0 0
納付される税金	(66)～(68)	7	2 5 3 4 0 0
平均課税対象家賃	(69)		
変動・臨時所得金額	(70)		
申告期限までに納付する金額	(71)		0 0
延納届出額	(72)		0 0 0 0

転記します。

延納の届出

第一表の「**⑤3納める税金**」の2分の1以上の金額を**令和7年3月17日(月)**までに納付することにより、その残額を、**令和7年6月2日(月)**まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

⑤1 申告納税額

④7欄の金額から「④8～④9外国税額控除等」、「⑤0源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

なお、定額減税の適用があり、かつ、外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、計算方法が異なります。詳しくは、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の28ページを参照してください。

「**③②配当控除**」、「**③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除**」、「**③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除**」、「**③⑧～③⑩住宅耐震改修特別控除等**」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額

③欄に転記した税額から③2欄、③3欄、③4欄、③5～③7欄、③8～③0欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得稅額

④1欄の金額から「④2災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 令和6年分特別税額控除、

④5 再々差引所得税額(基準所得税額)

定額減税の合計額を④欄に書いてください。

なお、「人数」欄の□には、あなたを含めた控除の対象となる人数を書きます。

また、④欄の金額から⑤欄の金額を差し引いた金額（赤字のときは0）を⑥欄に書いてください。

この事例では合計所得金額（11ページ参照）が1,805万円を超えるため、定額減税の対象とはなりませんので、④欄は書きません。

④⑥ 復興特別所得税額、

④⑦ 所得税及び復興特別所得税の額

④欄の金額に**2.1%を乗じた金額**（1円未満の端数を切り捨てた金額）を⑥欄に書いてください。
また、④欄の金額と⑥欄の金額の合計額を⑦欄に書いてください。

⑤〇 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」の「⑤⑨源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください（9ページ参照）。